

許 可 条 件

(使用上の制限)

第1 使用財産は、使用目的以外に使用してはならない。

2 使用財産の全部又は一部を転貸し、又は使用权の譲渡をしてはならない。

3 使用財産の現状を変更し、又は工作物を設置してはならない。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めた場合は、この限りでない。

(使用料の納入、延滞金及び使用料の不還付)

第2 使用者（使用料免除の決定を受けた者を除く。）は、納入期限までに、管理者が発行する納入通知書により、使用料を納入しなければならない。

2 使用者は、使用料を納入期限までに納入しないときは、納入期限の翌日から完納の日までの日数に応じて、堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程（平成21年上下水道局管理規程第1号。以下「規程」という。）で定める延滞金の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を延滞金として支払わなければならない。ただし、延滞金の額が1,000円未満であるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しないものとする。

(光熱水費等の負担)

第3 使用者は、使用財産に付帯する電話、電気、ガス、水道その他諸設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(必要経費等の支出)

第4 使用者が、使用財産について必要費又は有益費を支出することがあっても、使用者はその償還を上下水道局（以下「局」という。）に請求することができない。

(使用許可の取消)

第5 使用期間中に、使用財産を局において公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は許可条件に違反する行為並びに堺市の暴力団排除に関する諸規定に抵触する行為が認められるときは、使用許可を取り消すものとする。

2 局は、前項の規定による使用許可の取消しによって使用者に生じた損失を一切補償しない。

(保全義務)

第6 使用者は、使用財産を使用することにより第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、使用者の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、使用者の責任においてその一切を解決しなければならない。

(原状回復義務)

第7 使用者は、使用期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、速やかに自己の負担において使用財産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、管理者においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第8 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により使用財産の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、使用財産を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 使用者は、許可条件に定める義務を履行しないために局に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(使用期間満了後の使用)

第9 使用期間の満了後においても、引き続き使用を希望する者は、当該使用期間の満了日の1ヶ月前までに、所定の許可申請書により管理者に申請しなければならない。

(規程及び指示事項遵守の義務)

第10 この許可条件に定めるもののほか、規程に定める事項及び局の職員の指示する事項を誠実に遵守しなければならない。